

佐賀県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年二月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
徳光清孝後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市水ヶ江二丁目五番三八号	佐賀市朝日町五番一五号